

令和 8 年度 学校訪問実施要項

1 学校訪問の方針

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 48 条の規定に基づき、市町教育委員会の要請により、公立幼稚園・幼保連携型認定こども園、小学校及び中学校における教育課程、学習指導・保育指導、生徒指導、その他学校(園)教育に関する専門的事項についての指導助言を行う。

2 学校訪問の形態と内容

指導主事学校(園)訪問においては、市町教育委員会の要請を踏まえ、各学校(園)において幼児及び児童生徒一人一人の自己肯定感や自己有用感を育むことができるよう、協働による授業(保育)づくりを通じ、教員の指導力の向上や校(園)内研修の充実等を図る。

<訪問形態>

これまでの指導主事学校訪問の成果と課題を踏まえ、各教育委員会や各学校(園)の要請に応えるとともに、教員個々の授業研究の機会を確保し、継続性のある支援をすること等、地域の実態や学校課題に応じた訪問ができるよう、以下の **A～E の 5 つの形態** を基本とする。訪問にあたっては、実施方針及び実態に応じて弾力的に実施する。

基本は幼稚園等を午前訪問、小・中学校は午後訪問とする。小・中学校においては市町教育委員会から通常授業の参観の要請があった場合は、午前最後の授業時間帯から訪問し、各学級の授業を参観する(指導案は不要、個別の指導はしない。ただし、訪問形態によっては対応できない場合がある)。

① 「一般訪問」

A 協働による授業づくりのグループが適正規模で編成できる授業数での訪問

【ねらい】

- 協働による授業づくりを通じた教員の指導力の向上を図る。
- 児童生徒一人一人の実態を踏まえた、計画的、組織的な特別支援教育の充実を図る。

【回数・日程】

- 年 1 回：半日

【活用(例)】

- 上学年、下学年、特支のグループを編成し、それぞれ 1 コマずつ実施。
- 3 グループを編成し、3 コマの授業を実施。

【留意点】

- 教科数、授業数に応じ、教育事務所指導主事、学力向上指導員に加え、市町教育委員会指導主事にも対応を要請する。
- 幼稚園は午前の訪問、小学校と中学校は午後の訪問を基本とするが、各学校及び各教育委員会の要請に基づき、柔軟に対応できるものとする。

B 学校(園)が希望する授業数での訪問

【ねらい】

- 個々の教員の授業力の向上を図る。
- 児童生徒一人一人の実態を踏まえた計画的、組織的な特別支援教育の充実を図る。
- 校内研究の複数年次最終年度等、校内研究の理論と実践の充実を図る。

【回数・日程】

- 年 1 回：半日から 1 日程度、3 年に 1 回程度選択可

【活用(例)】

- 研究最終年次に、研究教科の理論を全教科に展開して実施。
- 研究最終年次に、授業を実施。(教員全員も可)

【留意点】

- 教科数、授業数に応じ、教育事務所指導主事、学力向上指導員に加え、市町教育委員会指導主事にも対応を要請する。
- 幼稚園は午前の訪問、小学校と中学校は午後の訪問を基本とする。ただし、各学校及び各教育委員会の要請に基づき、柔軟に対応できるものとする。
- 授業（保育）検討会の時間確保に伴い、全体会の実施の有無についても検討を要する。

② 「伴走支援型訪問」（小・中学校のみ）**C 「単元構想支援・・・「単元構想検討」「事前指導案検討・先行授業」「本時・事後検討会」等、期間内で複数回の訪問****【ねらい】**

- 協働による授業づくりを通じた教員の指導力の向上を図る。
- 児童生徒一人一人の実態を踏まえた計画的、組織的な特別支援教育の充実を図る。
- 目指す児童生徒像を踏まえた単元指導計画の作成、授業づくりを支援する。

【回数・日程】

- 年2回程度：内容に応じた時間帯で訪問

【活用（例）】

- 単元構想段階または、指導案検討段階のどちらかで1回目の訪問を実施。（訪問日の3～4週間前）
- 学校訪問当日を2回目として実施。

【留意点】

- 協働による授業づくりのグループが適正規模で編成できる授業数。
- 授業数、教科数に応じ、教育事務所指導主事、学力向上指導員に加え、市町教育委員会指導主事にも対応を要請する。同じ指導主事が同一教科、複数回の訪問を担当することを基本とする。

D 年間継続支援・・・重点教科や対象学年等に応じた年間複数回の訪問**【ねらい】**

- 協働による授業づくりを通じた教員の指導力の向上を図る。
- 児童生徒一人一人の実態を踏まえた計画的、組織的な特別支援教育の充実を図る。
- 重点教科や対象学年等の年間を通じた指導の充実について支援する。

【回数・日程】

- 年3回程度：内容に応じた時間帯で訪問

【活用（例）】

- 同一教科での研究推進支援
- 1回目：事前打合せ、2回目：下学年で授業実践、3回目：上学年で授業実践

【留意点】

- 授業時数は、重点教科や対象学年等に応じた指導希望教科の1コマとする。
- 授業数、教科数に応じ、教育事務所指導主事に加え、市町教育委員会指導主事にも対応を要請する。

③ 「指定校（園）訪問」**E 県教育委員会指定事業等の充実を図る訪問****【ねらい】**

- 以下の、県教育委員会（義務教育課）の指定校等の事業の充実を図る。

<対象>

- ◇みやぎの算数教育改善プラン モデル事業指定校
 - ・小学校算数に焦点をあてた事業
 - …モデル校には、月に数回程度の訪問を通して支援していく。
- ◇他、豊かな心を育む研究指定校事業 等
- ◇国指定事業や各学校・園が主体となって行う自主公開等も要請に応じて対象とする。

【回数・日程】

○年数回：内容に応じた時間帯での訪問

【モデル事業内容（例）】

- ①担当指導主事による市町教育委員会と連携した域内の学校サポート
 - ・校内研究体制に関する指導助言
 - ・単元を通じた授業づくり支援
- ②1人1台端末の活用促進
 - ・A Iドリルの活用…C B T方式による効率的な児童の学びの把握、補充的・発展的学習支援、授業と家庭学習の連携（A Iドリル導入費用は一部市町負担）
- ③研究指定校（園）等として、指定に直結する教科等の特定授業参観
- ④特定授業（保育）検討会

【留意点】

- 事業の内容に応じた教科、授業（保育）数。
- 指定研究推進・充実についての指導助言を行う。
- 回数、形態、内容等については、事業に応じて調整する。

3 運営方針及び留意点

- (1) 「学校経営概要説明」では、特色ある教育活動や生徒指導、及び協働による授業づくりに係る説明も含んだ内容とする。
- (2) 各分科会は、授業者及び授業の構想立案、指導案検討、先行授業、模擬授業等に関わった教員により編成し、全教員が参加する。
- (3) 授業づくりの経過等は、代表者（学年主任、教科主任等）が説明する。
- (4) 全体会での職員紹介等は、座席表などの紙面紹介で行う。
- (5) 訪問日の日程については、訪問校との事前打合せで相談する。日程作成に当たり、訪問校は研修の充実が図られるように工夫する。
- (6) B訪問の学校については、教員同士が互いに授業を参観できる日程を組み、複数の教員で授業検討会に臨めるように構成する。
- (7) 諸表簿指導については、令和8年度は行わない。
- (8) 研究の最終年度については、研究講評は行わない。
- (9) 前年度C及びD訪問を実施した学校（園）は、次年度は一般訪問（AまたはB訪問）とする。
- (10) C・D・E訪問を行う学校（園）は、1回目の訪問日までに研究構想または、単元構想及び授業構想等を立案し、校内で十分検討した上で訪問に臨むこと。
- (11) E訪問（指定校）となった学校については、一般訪問または、伴走型訪問の対象とはしない。自主公開を行う学校も同様とする。
- (12) 大河原教育事務所としての訪問回数は、年間90日を上限とする。それを超える場合には、各教育委員会に調整をお願いする場合がある。

4 訪問に関する打合せ等

- (1) 打合せ票等の配付
 - ・学校訪問実施要項、学校訪問フローチャート、打合せ票、学校訪問提出チェック表、諸表簿点検シートは、教育事務所ウェブサイトからダウンロードする。
- (2) 打合せ票の事務所提出
 - ・幼稚園の主任及び小・中学校の教頭は、1回目訪問日の前月1日12時まで（1日が休日の場合はその前日まで）に、所定の用紙を指導班あて電子メール添付にて提出する。
なお、5月に予定されている学校については、4月18日（金）12時まで、9月予定の学校は7月27日（月）12時までに行う。
 - ・打合せ票の内容に基づき各事務所から各市町担当指導主事が電話をして確認する。その後改めて、前月10日までに訪問する指導主事等を電話で伝える。
- (3) 指導案等の提出
 - ① 各学校（園）は、訪問日の10日前（提出日が休日の場合は、その前日）までに、各指導案及び研究概要、当日の日程表、教室配置図、職員座席表（検討会用）等を指導案集形式（任意様式）にして、1つのPDFデータとして作成し、指導班あて電子メール（okkyoz-shido@pref.miyagi.lg.jp）添付にて提出する（添書不要）。その際、学校訪問提出チェック表を用いて確認し、指導案集と併せて提出すること。また、市町の指導主事や学力向上

指導員が訪問する場合は、それぞれ各市町教育委員会教育長あてまたは、各学校長あてに電子メール添付にて同様に提出する。誤送信には十分注意すること。

- ② C訪問において、研究概要、参加メンバー表及び単元構想段階または、指導案検討段階の資料は、**訪問日の10日前**（提出日が休日の場合は、その前日）までに、指導班あてに学校訪問提出チェック表と併せて**電子メール添付にて**提出する。

<提出資料の例>

・研究概要、参加メンバー表、単元観（指導観のイメージ）、または、指導過程の構想・原案等（任意様式）

- ③ D及びE訪問において、事前打合せの資料は、**訪問日の10日前**（提出日が休日の場合は、その前日）までに、指導班あてに学校訪問提出チェック表と併せて**電子メール添付にて**提出する。

<提出資料の例>

・研究概要、校内研究の年間計画等、及び自主公開までの計画の概要等（任意様式）

- ④ 指導案には、道徳科資料（教科書以外の資料）・音楽科資料（教科書以外の楽曲の楽譜等）を添付する。

- ⑤ 振り返りアンケートについては、担当指導主事が当日持参する。